

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

職員倫理・行動規範

一時保護所業務に係る明確な倫理綱領は設定されていませんが、全国児童養護施設協議会倫理綱領等から一時保護所職員にも通ずるところを確認し、全ての一時保護所職員が守り・目指すべき事項について啓発することを目的とします

目次

公務員倫理	2
全国児童養護施設協議会倫理綱領	3
全国児童心理司会倫理綱領	4
ソーシャルワーカーの倫理綱領（日本ソーシャルワーカー連盟）	5
全国保育士会倫理綱領	9
一時保護所の基本理念（横浜市）	10
まとめ、考察（ワーク）	11

公務員倫理

- 地方公務員については倫理に関する法律はありませんが、国家公務員倫理法を参考に、公務員としての倫理について確認しましょう。

倫理行動基準（国家公務員倫理規程第1条）

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

禁止行為

- 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- 利害関係者から金銭の貸付を受けること
- 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付を受けること
- 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 利害関係者から未公開株式を譲り受けること
- 利害関係者から供応接待をうけること
- 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること
- 利害関係者と共に旅行をすること
- 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること

利害関係者との付き合いに注意

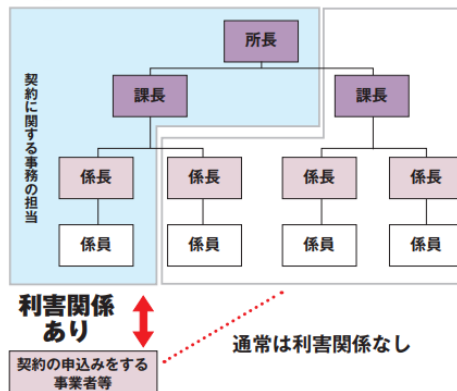
利害関係者とは 特定の事務の相手方となる事業者等又は個人が利害関係者になります。(倫理規程第2条)



●特定の事務とは(倫理規程第2条第1項)

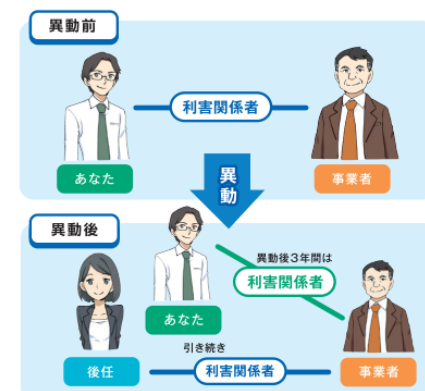
- 許認可等 (第1号)
- 補助金等の交付 (第2号)
- 立入検査、監査又は監察 (第3号)
- 不利益処分 (第4号)
- 行政指導 (第5号)
- 事業の発達、改善及び調整に関する事務 (第6号)
- 契約 (第7号)
- 予算、級別定数、定員の査定 (第8号～第10号)

落とし穴 ① 利害関係にあたる所掌事務の範囲 (例)契約の場合



利害関係者に当たるか否かを判断する際の所掌事務の範囲は所長であれば自分の所全体の事務、課長であれば自分の課の事務、係長や係員であれば自分の係の事務となります

落とし穴 ② 3年ルール



異動前の官職の利害関係者が、あなたの異動後も引き続きその官職にとっての利害関係者である場合は、異動後3年間はあなたの利害関係者となります(倫理規程第2条第2項)

参考：国家公務員倫理審査会『マンガで学ぶ！公務員倫理 第2巻』, (https://www.jinji.go.jp/rinri/siryu/rinri_manga2.pdf), 2023/3/13閲覧

全国児童養護施設協議会倫理綱領

- 子どもの安心・安全を守り、養育に携わる一時保護所職員として、全国児童養護施設協議会倫理綱領も参考になります

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

- 一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性を持った養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

- 自らの思い込みや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

- 子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

- 関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

- 子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

- いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的な人権と権利を養護します

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

- 自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

- 児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

- 施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境及び運営の改善向上につとめます

- 子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます

参考：全国児童養護施設協議会「全養協通信NO.222」,<https://www.zenyokyo.gr.jp/comm/no222.pdf>,2023/3/13閲覧

全国児童心理司会倫理綱領

- 同じく、子どもの支援に携わる児童心理司の倫理綱領も参考になります

第1条 (基本的倫理)

- 会員は、人種、宗教、性別、思想及び心情等による差別をすることなく基本的人権を尊重して公平と平等の精神を具現化する。

第2条 (子どもの権利)

- 会員は、ひとりひとりの子どもの最善の利益や意思表示をはじめとした子どもの権利を尊重する。

第3条 (守秘義務)

- 会員は、業務上知り得た援助対象者及び関係者の個人情報及び相談内容について、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とする。

第4条 (インフォームド・コンセント)

- 会員は、業務遂行に当たり、理解しやすい説明を行い同意が得られやすいようにするとともに、援助対象者の自己決定権を尊重することと業務の透明性を確保するように努める。

第5条 (相手を利己的に利用しない)

- 会員は、自らの価値観に基づき、宗教への勧誘、特定の機関への偏った紹介、興味本位の身体接触等、援助対象者や関係者を利己的に利用しない。

第6条 (相手を傷つけない)

- 会員は、冷淡な態度、暴力的な言動等で相手を傷つけないようにする。

第7条 (職能的資質の向上)

- 会員は、専門的知識、技術、及び倫理問題等について、研鑽を怠らないように留意する。

第8条 (相互啓発)

- 会員は、同じ児童心理司としての資質の向上と倫理問題について相互に啓発に努める。

ソーシャルワーカーの倫理綱領（日本ソーシャルワーカー連盟）

原理

I（人間の尊厳）ソーシャルワーカーは、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

II（人権）ソーシャルワーカーは、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

III（社会正義）ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

IV（集団的責任）ソーシャルワーカーは、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

V（多様性の尊重）ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

VI（全人的存在）ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

I クライアントに対する倫理責任

クライアントに対する倫理責任 / クライアントの利益の最優先 / 受容 / 説明責任 / クライアントの自己決定の尊重 / 参加の促進 / クライアントの意思決定への対応 / プライバシーの尊重と秘密の保持 / 記録の開示 / 差別や虐待の禁止 / 権利擁護 / 情報処理技術の適切な使用

II 組織・職場に対する倫理責任

最良の実践を行う責務 / 同僚などへの敬意 / 倫理綱領の理解の促進 / 倫理実践の推進 / 組織内アドボカシーの促進 / 組織改革

III 社会に対する倫理責任

ソーシャル・インクルージョン / 社会への働きかけ / グローバル社会への働きかけ

IV 専門職としての倫理責任

専門性の向上 / 専門職の啓発 / 信用失墜行為の禁止 / 社会的信用の保持 / 専門職の擁護 / 教育・訓練・管理における責務 / 調査・研究 / 自己管理

ソーシャルワーカーの倫理綱領 – 倫理基準 I クライアントに対する倫理責任-

倫理基準	内容
クライアントとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
クライアントの利益の最優先	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。
受容	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する
クライアントの自己決定の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。
参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
クライアントの意思決定への対応	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
プライバシーの尊重と秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
記録の開示	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。
差別や虐待の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
情報処理技術の適切な使用	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカーは、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),2023/3/20閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領 -倫理基準Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任- -倫理基準Ⅲ 社会に対する倫理責任-

倫理基準Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任

倫理基準	内容
最良の実践を行う責務	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
同僚などへの敬意	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
倫理綱領の理解の促進	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
倫理的実践の推進	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
組織内アドボカシーの促進	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
組織改革	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

倫理基準Ⅲ 社会に対する倫理責任

倫理基準	内容
ソーシャル・インクルージョン	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす
社会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
グローバル社会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),2023/3/20閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領 –倫理基準Ⅳ 専門職としての倫理責任–

倫理基準	内容
専門性の向上	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
専門職の啓発	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
信用失墜行為の禁止	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
社会的信用の保持	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
専門職の擁護	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
教育・訓練・管理における責務	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
調査・研究	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
自己管理	<ul style="list-style-type: none">• ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),2023/3/20閲覧

全国保育士会倫理綱領

- 同じく、子どもの支援に携わる児童心理司の倫理綱領も参考になります

第1条（子どもの最善の利益の尊重）

- 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

第2条（子どもの発達保障）

- 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

第3条（保護者との協力）

- 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者より良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

第4条（プライバシーの保護）

- 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

第5条（チームワークと自己評価）

- 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
- また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

第6条（利用者の代弁）

- 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

第7条（地域の子育て支援）

- 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

第8条（専門職としての責務）

- 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

一時保護所の基本理念（横浜市）

- 横浜市の中央児童相談所一時保護所では次のような基本理念が掲げられ、職員間で共有されています。

1. 子どもたちが心身ともに安全で安らげる環境を作ります<安心安全>

（一部抜粋）

- 破損等がないか、提供する衣類等にも気を配ります。子どもがさらに傷つくことを避けます。
- 身体的にも快適な空間を提供することに努めます。自身が大事にされている、という実感が大事です。
- 見本となるべき大人の姿を見てきていない子どもが多くいます。子どもたちに、悪い意味で、大人はみんな一緒だと思われぬように、支援していきます。

2. 子どもたちの意見、気持ちに耳を傾け、一緒に考えます<傾聴>

（一部抜粋）

- 人に話すことで気持ちが救われることが、多くあります。話を聞く姿勢を職員が持つことです。
- 無理にしゃべりを引き出そうとする必要はありません
- 子どもと一緒に考える姿勢を持ちます。
- 聞いたこと、子どもが訴えたことには答えを返すようにしていきます
- 安易な約束はしないようにします。

3. 子どもたちの個性を尊重した支援を行います<個性重視>

（一部抜粋）

- 子どもは一人ひとりが違うということを念頭に置きます
- 障害児や、非行傾向のある児童等、課題を抱えている児童に対する知識を学んでいきます。
- 性的虐待を受けた子の理解を進めていきます。

4. 児童相談所すべての職員と力を合わせて支援します<協働>

（一部抜粋）

- 報告、連絡、相談の基本を守ること
- 緊急事態の協力は速やかに行います
- 子どものために、声を上げていくことが大事です。子どものために必要であることの共有を他係と行っていきます。

5. 子どもたちの支援の向上を目指して、日々研鑽を重ねます<自己努力>

（一部抜粋）

- 資格取得を目指すなど、勉強を重ねます。
- 研修案内に目を通し、積極的に参加していく姿勢を持ちます。
- おすすめの書物等がないか聞く、薦める等、職員間での情報共有も必要です。

参考：横浜市「一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止検討報告書（令和3年9月）」、
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/sodanjo/saihatsuboushi.files/saihatsuboushikentouhoukokusho.pdf>),
2023/3/13閲覧,pp19-20

まとめ、考察（ワーク）

- 各種倫理綱領を踏まえたうえで、一時保護所職員として求められる態度、行動規範について職員同士検討してみましょう。

「公務員」としての態度・行動規範

「専門職」としての態度・行動規範

「子どもに対する大人」としての態度・行動規範

「組織・職場」に対する倫理責任・行動規範

参考文献

- 国家公務員倫理審査会『マンガで学ぶ！公務員倫理 第2巻』,(https://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinri_manga2.pdf),(2023/3/13閲覧)
- 全国児童養護施設協議会「全養協通信 NO.222」,(<https://www.zenyokyo.gr.jp/comm/no222.pdf>),(2023/3/13閲覧)
- 全国児童心理司会「倫理綱領」,(<https://jacp.jp/free/ethics>),(2023/3/13閲覧)
- 日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」,(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),(2023/3/20閲覧)
- 全国保育士会「倫理綱領」,(<https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html>),(2023/3/13閲覧)
- 横浜市「一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止検討報告書（令和3年9月）」,(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/sodanjo/saihatsuboushi.files/saihatsuboushikentouhoukokusho.pdf>),(2023/3/13閲覧)